

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 1月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)伝熱管過流探傷検査において、伝熱管の残存肉厚判定値外れ(137本)及びへコミ(2本)が認められたため、当該伝熱管を交換。	GIII	
2	2号機	計装用圧縮空気系圧縮機(B)分解点検時において、圧縮機軸受構成部品に剥離が認められたため、当該部品を交換。	GIII	
3	3号機	非常用ディーゼル発電設備(B)燃料配管排油弁において、著しい腐食が認められたため、当該排油弁を交換。	GIII	
4	3号機	照明用分電盤(LP-3S24)において、回路NO. 25(サービス建屋2階入退域管理所、休憩室コンセント)の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該回路を点検・修理。	対象外	H27.4.10再審議にてグレード変更 GIII→対象外
5	3・4号廃棄物処理設備	エリア放射線モニター24V電源装置点検において、電源装置電圧測定時に焼却設備排気モニター及び廃棄物処理補機冷却系冷却水放射線モニターの異常警報(「放射能高高/高」、「下限/動作不能」、「軽故障」)の発生が認められたため、当該原因調査。	GIII	